

富山市

交通遺児福祉金等のご案内

富山市では、交通事故により親を亡くした子ども(交通遺児)の福祉向上のために、保護者の方に交通遺児福祉金等を支給しています。

支給 対象者

対象となる子ども

- 交通事故(※)によって、主として生計を維持していた両親または片親を亡くしていること
 - 未就学児または小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の在学者
- ※ 交通事故：交通安全対策基本法第2条に規定する車両、船舶及び航空機並びに身体障害者用の車いすの交通によって発生した人の生命又は身体に生じた被害を指します。

対象となる保護者

- 交通遺児の保護者、後見人などで現に遺児を監護していること
- 富山市の住民票に記録されていること

支給 金額

交通遺児福祉金…遺児一人につき年額38,400円

年2回、半期ごとに支給します。

※ 年度の途中で受給を開始または終了した場合は月割りで支給します。

- 上半期(4～9月) 9月下旬に支給
- 下半期(10～3月) 3月下旬に支給

交通遺児見舞金…世帯の中の遺児の人数に応じて下記のとおり

	夏季見舞金	年末見舞金
遺児1～2人世帯	3,800円	5,800円
遺児3～4人世帯	4,800円	6,600円
遺児5人以上世帯	5,800円	7,700円

申請に 必要な 書類

- ① 富山市交通遺児福祉金支給申請書(市の指定様式)
- ② 交通事故証明書の写し ※事故発生地の運転免許センターで発行
- ③ 死亡診断書又は死体検案書の写し ※病院で発行
- ④ 遺児の全部事項証明書(戸籍謄本)
- ⑤ 申請者と遺児の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ⑥ 両親の所得・課税証明書又は非課税証明書
- ⑦ 口座振込依頼書(市の指定様式)
- ⑧ 学生証の写し ※遺児が高等学校に在学している場合のみ
- ⑨ 富山県交通遺児等激励金の申請に関する同意書

申請いただく際は、**事前に**下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：富山市 危機管理課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市役所東館4階

☎076-443-2052